

令和8年度

北九州市くらし応援手当 (DV等避難者用)のご案内

DV等（配偶者やその他親族からの暴力等）により避難中の方は、住民票を移していなくても、一定の要件を満たす場合は給付金（1世帯あたり1万円）を受給できる可能性があります！

住所地の世帯主が受給していても、あなたが受給できる可能性があります。

対象となる

可能性がある方

(すべてに該当する方)

- ① DV等避難中であり、北九州市に住民票がある、または実際に居住している
- ② DV等避難者（同伴者含む）の令和8年度住民税所得割が非課税
- ③ 令和7年度北九州市くらし応援手当を受給していない

受給するための手続き

受給するためには申請が必要です。以下の流れをご確認ください。

① まずは「申出書」と「証明書類」を提出してください

「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」と「避難を証明する書類（詳細は裏面）」を各区の子ども・家庭相談コーナーへ提出、または事務局へ郵送してください。

郵送先（北九州市くらし応援当事務局）
〒803-0813
北九州市役所内郵便局留（北九州市小倉北区内1番1号）
北九州市保健福祉局総務課給付金担当

申出書は、市HPからもダウンロードできます。



1世帯あたり

1万円

※「申出書」は、市HPからダウンロードするか、子ども・家庭相談コーナーで入手できます。

② 事務局から「申請書」が届きます

内容確認後、対象となる方へ申請書をお送りします。

③ 「申請書」を返送してください

必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

申請期限

令和8年12月18日(金)
(当日消印有効)

北九州市くらし応援手当コールセンター

TEL: 0120-034-553

平日9時～17時（土日祝日・年末年始除く）

区役所相談窓口もご利用ください

(令和8年11月30日(月)まで)

平日9時～16時（土日祝日除く）

DV等避難中であることを証明する書類の例

(以下のいずれか1つが必要です)

- 配偶者に対する保護命令書の謄本と確定証明書等
- 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書

※北九州市ですでに当該支援措置を受けている方は申出書のみで可。

※これらをお持ちでない場合は、各区役所の窓口へご相談ください。

ご相談・お問合せ先（申出書・証明書類）

各区役所 子ども家庭相談コーナー（保健福祉課内）

平日（月～金） 8：30～17：00（土日祝日・年末年始除く）

※相談には時間がかかるため、できる限り16時までにお越しください。

※来庁前にまずはお電話をお願いします。

担当部署	所在地	電話番号
門司区役所保健福祉課	門司区清滝一丁目1番1号	093-332-0115
小倉北区役所保健福祉課	小倉北区大手町1番1号	093-563-0115
小倉南区役所保健福祉課	小倉南区若園五丁目1番2号	093-951-0115
若松区役所保健福祉課	若松区浜町一丁目1番1号	093-771-0115
八幡東区役所保健福祉課	八幡東区中央一丁目1番1号	093-661-0115
八幡西区役所保健福祉課	八幡西区黒崎三丁目15番3号	093-642-0115
戸畑区役所保健福祉課	戸畑区千防一丁目1番1号	093-881-0115

申請書の書き方等は区役所相談窓口で！

北九州市くらし応援手当区役所相談窓口（設置場所は下表のとおり）

9月1日～11月30日 平日（月～金）9：00～16：00（土日祝日除く）

区名	設置場所
門司区役所	門司区役所2階 コミュニティ支援課前
小倉北区役所	小倉北区役所1階 消費生活センター内
小倉南区役所	小倉南区役所4階 エレベーター横
若松区役所	若松区役所東棟3階 ロビースペース
八幡東区役所	八幡東区役所本館2階 消費生活センターコーナー
八幡西区役所	八幡西区役所6階 エレベーター横
戸畑区役所	戸畑区役所3階 エレベーターホール前